三木町告示第70号

三木町未熟児養育医療実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年３月30日

三木町長　　伊藤　良春

三木町要綱第21号

三木町未熟児養育医療実施要綱の一部を改正する要綱

三木町未熟児養育医療実施要綱（平成25年三木町要綱第14号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第 55 号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第７条第３項を次のように改める。

３　省令第９条第４項に規定する医療券の再交付の申請をしようとする者は、養育医療券再交付申請者書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

様式第４号を次のように改める。

式第４号（第４条関係）

<table>
<tr><td colspan="6">養　育　医　療　券（病院・診療所用）</td></tr>
<tr><td colspan="2">公費負担者番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">交付年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2">公費負担医療の受給者番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療保険法による記号及び番号</td><td></td><td>保険者等の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受　　給　　者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申　　請　　者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2"></td><td>受療者との続　　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>指定養育医療機関（病院・診療所）</td><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">この券の有効期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　から　　　年　　月　　日まで</td></tr>
</table>

上記のとおり決定する。

令和　　年　　月　　日

三木町長　伊　藤　良　春

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にある要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。